

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

III 賃金政策

1 人事院の公務員給与勧告

人事院勧告

人事院は、一九八三年八月五日、給与法にもとづき国会と内閣にたいして、一般職の職員の給与について報告と勧告を提出した。報告においては、八二年の勧告が実施されなかったため、国家公務員約五〇万人の給与は一年前と実質的に同一であること、行政職の公務員とこれに見合う民間従業員との比較で、民間が一万五二三〇円(六・四七%)公務員を上回ること、その他勧告の基礎について説明している。報告はさらに、前年の勧告が実施されなかったことを「深く憂慮」し、人事院勧告の制度が公務員の労働基本権制約についての代償措置として名実ともに定着してきたもので、安定した労使関係、志気と能率の維持のためにも不可欠であるとし、勧告のすみやかな実施を「強く要請」した。

報告は、また別記として「人事行政改善の諸施策」を付加している。これは一九八〇年以来、諸情勢の変化に対応し、公正・能率的な公務の運営をおこなうため、人事院が検討している人事行政の全般的な刷新の方向を示すもので、今後、具体化することを予告している。これによれば、公務員試験、昇進、給与表の変更、研修、休暇など、広範囲の改革が予定されていることとなる。

勧告の内容は、俸給表の改定、諸手当の改善よりなり、これを八三年四月一日から実施すべきものとしている。給与改善は全体として六・四七%引き上げ官民較差を解消しようとするものである。官民較差の改善の内容は第104表のとおりである。

(1) 俸給表の改善

俸給表の改訂により、一万二九二八円、五・四九%分が引き上げる内容である。改善の代表例を示せば第105表のとおりであった。俸給表では、生活余裕度の少ない世帯形成時以降の中堅職員層に重点をおいたと説明されているが、具体的には、二〇歳代後半(七等級五号俸)から三〇歳代(五等級九号俸)のあいだの引上げ率が相対的に高く六・六~六・七%となっている。初任給については、労働市場の需給状況を反映したものとなっているが、前年上昇率が相対的に高く、八三年は在籍者並みの上昇率が民間における状況であった。そこで前年の勧告がおこなわれなかったことから、勧告では、行政職(一)高校卒初級試験採用者(八等級三号俸)で六・六%、大学卒上級乙種試験採用者(七等級一号俸)で六・六%で、俸給表の平均引き上げ率六・四%を上回っている。行政職俸給表(一)以外では、これとのバランスや民間職種別給与の実態等を考慮して、全俸給表、全等級の改訂を勧告している。

なお、指定職については、ここ数年民間役員給与と見合った改訂がおこなわれず、格差は三二%に及んでいるが、諸般の事情を考慮して行政職と同程度の改善にとどめた。

(2) 諸手当の改善

「給与勧告についての説明」によれば以下のとおりである。

一 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 一三、〇〇〇円(現行一二、〇〇〇円)

配偶者以外の扶養親族のうち二人

各 四、五〇〇円(現行 三、五〇〇円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、

扶養親族のうち一人は

九、〇〇〇円(現行 八、〇〇〇円)

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

二 通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア 交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を一九、〇〇〇円(現行一七、〇〇〇円)に、二分の一加算の限度額を三、五〇〇円(現行二、五〇〇円)に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は二二、五〇〇円(現行一九、五〇〇円)となる。

イ 交通用具使用者の場合

片道五キロメートル以上一〇キロメートル未満について、二、七〇〇円(現行二、二〇〇円)に引き上げる。通勤不便者の場合(略)。

三 借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と九、〇〇〇円(控除額)との差額が全額支給限度額(七、五〇〇円―据え置き)を超える場合の二分の一加算の限度額を七、五〇〇円(現行六、五〇〇円)に引き上げることとした。

これに伴い最高支給限度額は一五、〇〇〇円(現行一四、〇〇〇円)となる。

なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

四 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、民間医師の給与との均衡等を考慮して、支給月額の最高限度を二二〇、〇〇〇円(現行二〇五、〇〇〇円)とすることとする。(以下略)。また、これとの均衡上、いわゆる医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を四一、五〇〇円(現行三九、五〇〇円)に引き上げることとした。

五 期末・勤勉手当については、昨年五月から本年四月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合(四・九月分)と均衡がとれているので、現行のままとした。

なお、その支給日については民間における特別給の支給日の状況を考慮して、これを変更することとし、昭和五九年度から六月期にあつては三〇日(現行一五日)、一二月期にあつては一〇日(現行五日)とすることとしている。

閣議決定と給与法改定

人事院勧告の取り扱いについては、国の財政事情とからみ、また人事院制度自体の存立ともかかわる問題として、衆議院内閣委員会(八月一八日)をはじめ多くの論議がおこなわれたが、給与関係閣僚会議は、八三年一〇月二〇日、平均二%の給与改訂をおこなうとの結論に達し、翌日、政府は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」閣議決定した。

【公務員の給与改定に関する取扱いについて(昭和五八年一〇月二一日閣議決定)】

一 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について

は、去る八月五日に人事院勧告が行われたところであり、労働基本権の制約、良好な労使関係の維持等に配慮しつつ慎重に検討を進めてきたところであるが、現下の経済社会情勢、異例に厳しい財政事情、国民的課題である行財政改革が推進されているなかにおける国民世論の動向等を総合的に勘案し、昭和五八年四月一日から平均二%の改定を行うものとし、その配分については、人事院勧告の趣旨に沿って措置するものとする。

二 特別職の国家公務員については、おおむね一の趣旨に沿って、その給与の改定を行うものとする。

三 上記の給与改定の実施財源については、目下のところ必ずしもめどが立っていない状況であるが、既に留保措置を講じている行政経費について節約を行う等、今後引き続き、各般にわたる財源捻出に努めるものとする。

また、人件費の累増を抑制するため、次の各般の措置を講ずるものとする。

(1) 第六次定員削減計画を強力に推進するとともに、新規増員を厳しく抑制するほか、定年制度の施行に伴う離職者の発生状況の変化等を勘案しつつ、適切な定員管理を行うこととし、国家公務員数の一層大幅な純減を図る。

(2) 行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進するとともに、これに伴い定員の合理化に努める。

(3) 地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する。

四 (略)

五 上記の措置は、国・地方を通ずる緊迫した財政事情その他現下の諸情勢等を総合的に勘案して採られたものであることにかんがみ、地方公務員の給与改定を行うに当たっては、国家公務員に準じて行うものとし、地方公共団体においても、国と同様、経費の節約を行う等歳出の一層の節減を図るとともに、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回る地方公共団体にあつては、早急にその適正化を図るよう格段の努力を行うことを要請するものとする。

給与閣僚会議後の内閣官房長官談話は、この措置が「できるかぎりの努力を払った上でやむを得ず講じた措置」であり、「今後とも人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢を堅持」と述べた。しかし、藤井貞夫人事院総裁は、昨年 of 全面的な給与改定実施見送りにつづくこの措置が、公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度の趣旨に反するものであり、公務員が勤務条件に不安を抱き、労使関係や公務の運営に悪影響を及ぼすことに「深い危惧と憂慮」を表明した。公務員共闘および全官公は、政府の決定を強く批判する態度を表明した。

給与法改正法案は、第一〇〇回国会に提出され、十一月二八日成立し、二九日公布施行された。この改正により、全俸給表のすべての号俸の俸給月額が増額改定され、行政職(一)の五等級・六等級、行政職(一)の二等級等において一号俸の号俸延長がおこなわれた。この改定は、四月一日にさかのぼって適用された。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
